

## 自転車登録制度に関する Q&A

### 【質問】

#### □登録制度について

- ・ 登録制度を導入した理由は何か？
- ・ 登録を行わなかった場合、どうなるのか？
- ・ 登録を取り消された場合、どうなるのか？
- ・ 羽曳野（りんくう）キャンパスに通学しているが、登録申請は必要なのか？

#### □登録手続について

- ・ 登録申請書はどのように入手すればいいのか？
- ・ 自転車車体番号の位置がわからない場合はどうしたらいいのか？
- ・ 防犯登録をしていない場合は、どうしたらよいか？
- ・ 防犯登録シールを紛失した、字がかすれて読むことができないなどの場合はどうすればいいのか？
- ・ 大阪府以外で自転車防犯登録をしているがどうすればよいのか？
- ・ 登録申請手続き後、どの時点から登録が有効となるのか？
- ・ 登録の有効期限は存在するのか？
- ・ 登録するために自転車を学内に持ち込んだ場合、撤去の対象となるのか？
- ・ 一人が登録できる台数に上限は存在するのか？
- ・ 6月8日以降に登録申請手続きを行う場合はどうすればよいのか？
- ・ 長期休暇中のみ、学内で自転車を使用する場合も登録は必要なのか？
- ・ やむをえない事情で登録申請手続きを行えない場合、代理での登録申請手続きは可能なのか？
- ・ 学生証の再発行を行っている最中でも、登録申請手続きを行うことは可能なのか？

#### □登録内容の変更について

- ・ 登録した内容が変更された場合はどうすればよいのか？（例：引っ越しによる住所変更、防犯登録の更新による登録番号の変更など）
- ・ 自転車を買い替えた場合、どうすればいいのか？
- ・ 登録証を紛失したもしくは盗難にあった場合はどうすればよいのか？

#### □その他

- ・ 学生団体・クラブ等で共用の自転車を持っている場合はどうすればいいのか？
- ・ 学内で自転車を紛失したもしくは自転車の盗難にあった場合はどうすればよいのか？
- ・ 自転車店で借りた代車を使用する場合はどうすればよいのか？

## 【回答】

### □登録制度について

登録制度を導入した理由は何か？

- 中百舌鳥キャンパスで利用されている自転車の所有者を明確にすることで、マナーに対する意識を持って欲しいということと、放置自転車を減少させることによる駐輪場の適切な利用を目的としています。

登録を行わなかった場合、どうなるのか？

- 未登録の自転車は、撤去の対象となります。

登録を取り消された場合、どうなるのか？

- 中百舌鳥キャンパス内で自転車の利用はできなくなり、上記のように撤去の対象となります。

羽曳野（りんくう）キャンパスの学生が、中百舌鳥キャンパスで自転車を利用する場合はどうすればよいのか？

- 中百舌鳥キャンパスで自転車を利用するのであれば、登録証の貼付が必要ですので中百舌鳥キャンパスの窓口で登録申請をしてください。

### □登録手続について

登録申請書はどのように入手すればいいのか？

- 学生ポータル、大学WEBサイトからダウンロードできます。また、A3棟1階学生サポートグループでも配付しています。

自転車車体番号の位置がわからない場合はどうしたらいいのか？

- 登録ガイドに記載してある位置に車体番号がなく、分からない場合はA3棟1階学生サポートグループまでお尋ねください。車体番号がない自転車の場合でも、防犯登録済であれば登録申請は可能です。

防犯登録をしていない場合は、どうしたらよいか？

- 自転車を利用するためには、法律により防犯登録が義務付けられています。万一、防犯登録をしていない場合は、近隣の自転車店等にて手続きをしてください。手続きの際には自転車本体と身分証明書を持参してください。その他、必要となる書類がある場合もありますので、詳細は自転車店もしくは下記URLをご覧ください。

[https://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/anzen/taisaku/bouhan\\_touroku.html](https://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/anzen/taisaku/bouhan_touroku.html)

防犯登録シールを紛失した、字がかすれて読むことができないなどの場合はどうすればいいのか？

- 防犯登録した際の控えに番号が書いていますので、そちらを記入してください。紛失した場合は、自転車を購入した（防犯登録を行った）店舗で再発行してもらるか、新規に防犯登録をしてください。

大阪府以外で自転車防犯登録をしているがどのように記入すればよいのか？

- 申請書の様式にこだわらず、防犯登録シールに記載してある「都道府県名」「登録番号」などをすべて記入してください。記入の仕方がわからない場合、窓口か A3 棟 1 階学生サポートグループでお尋ねください。

登録申請手続き後、どの時点から登録が有効となるのか？

- 登録証（ステッカー）をお渡しした時点で登録は有効になります。登録証は自転車にすぐに貼付するようにしてください。

登録の有効期限は存在するのか？

- 毎年登録申請が必要です。来年度の登録申請手続きは、改めてお知らせいたします。

登録するために自転車を学内に持ち込んだ場合、撤去の対象となるのか？

- 未登録の状態で発見された場合、撤去の対象となりますので、学内に持ち込んだらすぐに登録をするようにしてください。

一人が登録できる台数に上限は存在するのか？

- 特に制限はありません。一台ごとに登録申請してください。

6月8日以降に登録申請手続きを行う場合はどうすればよいのか？

- 6月8日までの登録受付期間内での登録申請をお願いします。どうしても期間内に申請できない事情がある場合は、A3 棟 1 階学生サポートグループに相談してください。

長期休暇中のみ、学内で自転車を使用する場合も登録は必要なのか？

- 学内で自転車を利用する場合は、必ず登録申請が必要です。

やむをえない事情で登録申請手続きを行えない場合、代理での登録申請手続きは可能なのか？

- 登録には学生証が必要となりますので、原則本人が登録申請に来てください。どうしても行えない事情がある場合は、A3 棟 1 階学生サポートグループに相談してください。

学生証の再発行を行っている最中でも、登録申請手続きを行うことは可能なのか？

- 学生証による本人確認を行っていますので、学生証が交付されてから登録申請を行ってください。

□登録内容の変更について

登録した内容が変更された場合はどうすればよいのか？（例：引っ越しによる住所変更、防犯登録の更新による登録番号の変更など）

- 登録内容の変更があった場合は、A3 棟 1 階学生サポートグループへ来て、変更内容を申出てください。

自転車を買い替えた場合、どうすればいいのか？

- 同一番号の登録証（ステッカー）は再発行できませんので、新規登録をしてください。

登録証を紛失したもしくは盗難にあった場合はどうすればよいのか？

- 登録証の紛失や盗難の場合は、再度登録申請をしてください。

□その他

学生団体・クラブ等で共用の自転車を持っている場合はどうすればいいのか？

- 学生団体・クラブは代表者の名前で登録申請し、責任をもって管理するようにしてください。

学内で自転車を紛失したもしくは自転車の盗難にあった場合はどうすればよいのか？

- 盗難にあった場合、A3棟1階学生サポートグループに盗難届を提出してください。

自転車店で借りた代車を使用する場合はどうすればよいのか？

- 中百舌鳥キャンパスで自転車を利用する場合は、必ず登録申請が必要です。登録申請にあたって分からないことがあれば、A3棟1階学生サポートグループに相談してください。